

令和4年第9回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和4年9月7日 午後3時00分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和4年9月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和4年9月7日 午後3時57分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

出席なし

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、
平山厚、藤田満弘、八尋洋一、澤田隆茂、大野正博、岡部清光

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第29号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第30号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第24号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第25号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第26号 非農地証明願について

農政

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○職務代理：それでは、定刻になりましたので、議長がちょっと遅れておられますので、代理で進めさせていただきます。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開催します。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、5番委員、中山氏、6番委員、田川氏を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いします。

お手元に配付しております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めます。

報告。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり農地の権利移動届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、報告第29号を読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外4筆。地積、田が3,014平米、畑が141平米、合計が3,155平米。届出の事由は相続。備考欄に書いてありますように、あっせん希望の有無はなしとなっております。

続いて番号2、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、畑848平米、合計848平米。届出の事由は相続となっております。備考欄に書いてありますように、こちらの物件もあっせん希望の有無についてはなしとなっております。

以上で報告を終わります。

○職務代理：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○職務代理：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第14号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：報告第30号ですけれども、まず、説明に入る前に、2点訂正をさせていただければと思います。

届出地の表示、ちょうど真ん中ですが、「□□」と書いてありますが、「□□」の誤りでございます。□□でございます。

続いて、2点目については、その下に地積がございます。田が2.25と書いてありますが、畑の誤りで、畑が2.25平米でございます。おわびして訂正させていただきます。

それでは、報告に入らせていただきます。同様に読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社基地局設置統括本部統括本部長、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、畑2.25平米、合計が2.25平米でございます。契約内容は賃貸借。届出の事由は、適用条例第53条第14号、□□携帯基地局の設置となっております。

以上で報告を終わります。

○職務代理：それでは、本件について質疑のある方お願いいたします。

(なし)

○職務代理：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次のページに行きます。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第31号、議案書のとおり農地の転用届出が4件あります。事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□外2名。届出地の表示、□□外3筆。地積、畑が694平米、合計が694平米。届出内容、転用目的は自己住宅。契約内容は売買。構造規模は木造平屋建て。工事期間は令和4年8月31日から令和4年11月22日となっております。受付月日は令和4年7月29日でございます。

続いて番号2、譲受人、筑紫野市□□、有限会社□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□株式会社。届出地の表示、□□。地積は畑195平米、合計が195平米でございます。届出内容は、転用目的、駐車場、自販機置場。契約内容は売買。構造の規模はアスファルト舗装。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和4年8月8日でございます。

続いて番号3、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積、田が238平米、合計が238平米。届出の内容は、転用目的が敷地拡張。契約内容は売買。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和4年8月19日でございます。

続いて番号4、譲受人、岐阜市□□、□□外3名。譲渡人、大阪市□□、□□株式会社、□□。届出地の表示、□□外1筆。地積は、畑が366平米、合計が366平米となっております。届出内容は、転用目的が自己住宅。契約内容は売買。構造規模は軽量鉄骨造2階建てとなっております。工事期間は令和4年9月2日から令和5年1月20日までとなっております。受付月日は令和4年8月22日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○職務代理：本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○職務代理：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、議案第24号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員は私でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,147、合計1,147平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、贈与ということで、□□さんのお兄さんが□□さんということで、今現在4,089平米をお持ちでございます。今度、この1,147を足しまして、5,000平米をクリアされて農業を続けていきたいということで、今度のこの権利移動の申請になっておるところでございます。

現場は、最初は草切ってなかったんですけど、最近ちゃんと草切って、苗木というか、植木みたいな実のあるものを植えておられまして、今後、息子さんもいらっしゃるの、息子さんたちと一緒にまたやっていくということで聞いております。問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

1番について、事務局に追加説明をお願いいたします。

○事務局：□□委員さんのほうから説明がありましたように、もうほとんど言っていただきましたので特段補足はないんですけど、先ほど農地を持ってあるということでしたけど、添付書類で、鳥栖市の農業委員会から耕作証明、それから基山町の農業委員会より利用権設定の書類は一式つけられていましたので、今回の田んぼを取得されて5反以上になるということで、事務局は問題ないと考えております。

説明は以上でございます。

○職務代理：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

どうぞ。

○委員：もともとは何か休耕地だったんですか、贈与しなされる前は。

○職務代理：農業をしていた気配はありますが、そんなにがーっと伸びてるわけじゃないんですよ。

○委員：今回の説明によると、果樹というか、実のなる木を植えたということで、田とか畑としては利用しないってということですか。

○職務代理：あたかも常に下草は刈られるような感じで、実のなる木を幾つか、十本ぐらいは植えてあったと思っております。

○委員：ということは、農業用水路は別に問題はないんですね。

○職務代理：問題はないです。

○委員：分かりました。

○職務代理：よろしいですか。ほかにございますか。どうぞ。

○委員：じゃあ、□□さんという方は、この土地を農地として経営するためには、通いで耕作していかれるということになるんですかね。

○職務代理：そうですね、通いで管理していくということになります。

○委員：□□ですからですね。

○職務代理：ということでした。よろしゅうございますか。

(なし)

○職務代理：それじゃあ、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○職務代理：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長：こんにちは。前回はコロナの濃厚接触者で欠席させていただきまして、今回もまた遅れまして申し訳ありません。失礼いたしました。

それでは、ここで代わってさせていただきます。

議案第25号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。4件ありますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外2筆。地積、田938平米、合計938平米。申請の内容、転用目的、資材置場。契約内容、贈与。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和4年10月15日から令和4年12月31日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

9ページに地図がありますが、この□□さんという方は、□□さんの次男坊になります。この9ページの地図で今回出ています□□、ここはもう既に令和2年の11月に□□工業とって建設資材の資材置場で、一応、工事というか、事業をされてあったんですね。今回、場所が足りないということで、敷地手狭のための拡張ということで、届出ということで、そこの□□外2筆ということで、この□□と□□ですかね、ここが今回届出が出たと。前回届出をしてなかったということで始末書と、そういう書類を添付の上、お願いしますということです。

以上です。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員さんのほうから説明ありましたように、特段補足することはございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することと決めます。

では、2番に行きます。

2番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：2番目、譲受人が筑紫野市□□、□□さん。譲渡人が筑紫野市□□、同じ住所、□□、□□さん。同じ住所で、娘さんに当たります。その方に贈与されるそうです。申請地の表示が、□□、水田の174平米です。転用目的は、娘さんの自己住宅ということです。契約内容は贈与。構造規模は木造の2階建て。工事期間は令和4年11月20日から令和5年4月20日の予定です。農地の区分は第二種です。資金の内訳は借入れ100%。建蔽率は40.76%。開発許可は、県の開発許可の要綱に該当します。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域の中の市街化調整区域になっております。

娘さんの家を建てるということで、この場所が、ちょうど何か月か前に□□さんという農地があったんですけど、筑紫野インターチェンジに入る角からぐーっとインターチェンジのほうに上っていくところの、1番目の歩行用の信号機があるところの空き地です。この十字路のところは、去年、□□さんが一次農地転用されたところの真横で、一番角地になっています。小さな三角になっていますね。

もともと□□さんは、おじいちゃん——筑紫野市消防団の消防団長をしてあった□□さんから□□さんに継がれて、□□さんが娘さんの□□さんに贈与で贈りたいということです。現地は、□□の進入路の最初の信号機の角地で、もうこの辺は自動車会社もいろんな人が買ってあります

し、住宅としてはもう問題ないかなと思っております。どうかよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

では、3番に行きます。

3番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：3番の御審議をお願いいたします。

譲受人、住所氏名、嘉麻市□□、株式会社□□。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□氏。申請地の表示、□□外2筆。地積平米数は、田3,556平米、合計3,556平米。申請内容として、転用目的は太陽光発電の施設。契約内容は売買。構造規模は盛土と整地。工事期間は令和4年10月15日から令和5年10月31日まで。審議事項として、農地区分は第一種と第三種でございます。資金の内訳は自己100%。開発許可は不要。用排水処理は承諾書添付。都市計画区域と市街化調整区域でございます。

位置図につきましては、12ページをお開きいただきたいと思います。

□□号線沿いの、以前□□というパチンコ屋さんがありましたけれども、パチンコ屋さんと□□歯医者さんの間の道を山手のほうに向かって集落の中に入っていきますと、右手に□□病院がありまして、その左側、池の下になります。

ちょっと13ページをお開きいただきまして、字図のほうを見ていただきたいと思います。

字図のほうで、右手のほう、□□が□□病院ですね。□□病院が4筆ぐらい右手のほうにありますけど、その左側ですね、黒塗りのところが今回申請に上がっておる3筆でございます。

□□の山手のほうに上ったのが市道でありまして、もう左側のほうはところどころ家が建って、田んぼとの段差が少しあるようなところがございます。山が近いためにイノシシの被害がひどうございますので、もう20年ほど前から放棄状態といえますか、もう管理が行き届いてないような

状態ですので、今度、太陽光のほうに農地を利用したいということで申請されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長：よろしいですかね。

○委員：何か補足があったら。

○議長：では、事務局のほうから補足説明がありましたらお願いします。

○事務局：まず、今度の譲受人の株式会社□□さんですけど、一応、不動産の賃貸業とか、あと太陽光発電事業、それから風力発電、クリーンエネルギー事業とか、こういったものを主な業種とする会社のようにございます。

今回出ている太陽光発電施設というものは、一応、開発許可の欄のところには不要ということで書かれていますが、そういう太陽光発電施設を造る上で、ほかの省庁からの許可というか、融資を受けないといけないということになっていきますので、そういったものが今回添付されています。一応、県のほうにもこちらは諮られる流れになっておりまして、その辺は審査されるのかなと思っております。

現地のほうを会長、副会長と一緒に見させていただいたんですけど、先ほど□□委員のほうからもお話がありましたように、耕作放棄地というか、ちょっと荒れた状態になっておりますので、農業として続けていかれないということで、こういった形で売買されるということで転用の申請が上がっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：面積がかなりあるんですけど、農道用水路の排水とかそういうのは問題ないんですか、排水管とか。

○委員：水路につきましては、□□というのが、重ねづつみという池があるんですけども、それから両方に左右に分かれた□□ぐらいの水路がずっと、コンクリートの水路がありますので。

○委員：地元としては問題なさそうですか。

○委員：はい。上に□□という農地があるんですけども、そちらの方も隣地承諾書はいただいておりますので。

○委員：面積がかなり広いので、今みたいに大雨とか降ったときには大変だなと思ったので。地元の方と身内の方が問題なければいいです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、今から採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することといたします。

では、4番に移ります。

4番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、よろしく申し上げます。

○委員：番号4、譲受人筑紫野市石崎一丁目1-1、筑紫野市長、□□。譲渡人、筑紫野市□□、農事組合法人□□外2名。申請地の表示、□□外11筆。地積、田1万2,560、合計1万2,560。転用目的、農地改良。契約内容、使用貸借。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和4年10月1日より令和4年10月31日。審議事項、農地の区分、農用地。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域。

現場の地図をちょっと見てください。14ページでございます。

14ページですが、□□小学校と、「事業実施箇所」と右のほうに丸をしてあるところがございます。そこです。福岡県農林業総合試験場が近くにまずあります。□□と□□をつないでいる道路がございましたが、次の15ページでございますが、市道で4メートルというのがございますけど、これが□□線というのかな。

○議長：昔のね。

○委員：エリアが11筆ございますけど、ずっと見てもらうと、農事組合法人□□と□□さんと個人の□□さん、この三人の名前が書いておられるところがございます。要は、この土地を一つの土地にしたいと。この後、麦を作るということで、□□さん自身がもう大農家で、今も大々的に農業をやっておられますが、とにかく今回の農地改良については、市ないしは県の補助もいただいてやるということでございますので、先ほど譲受人が市長になっておりますけど、この補助をもらう関係がございまして、こういう形になっております。

11筆あるものを1枚にしようということでございますけど、現場に行ってみると、結構段差がありまして、やっぱりこれを全部1枚するわけにはいかないから、まずは2枚ぐらいにするところでの計画……。

○事務局：計画は2枚から3枚ですね。

○委員：2枚または3枚ですけど、一応、この1万2,560平米を2枚にするところでは今は土地改良をして、大規模の土地にして、農業を継続していくというような考え方です。あくまでも使用貸借、□□さんの了解も得ていますし、あと隣地の関係については、今回、市のほうがそういう補助事業といいますか、そういう関係がございまして、市の農政課ないしは農業委員会事務局

のほうもそういうことでちょっと携わっていただいて、農地改良を今行っておるような次第でございます。

いずれにしましても、近々に麦を大規模の中で植えていくということでございまして、今回の申請に至っている次第でございますので、審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたら、お願いします。

○事務局：今回のケースは、譲受人が筑紫野市ということになっておりますので、あまり例がないので、どういふことだろうかと思うんですけど、簡単に言うと、個人の場合であれば自分で農地改良しますよということなんですけど、これだけの大きな面積をやるということになってくると、面積の要件であつたりとか、やっぱり事業化していかないことにはできませんと。それをする上で、市が入って、補助金を活用しながらやっていくということでございます。いずれはこちらの譲渡人のほうに、10月末ぐらいに工事が終わって引渡しをするという形になります。

現地のほうも確認させていただいて、先ほどありましたけども、高低差がありますので、高さを埋めながら工事をしていきますし、また、水利、水路関係ですね、これだけの大きな圃場を扱いますので、その辺も整理するというところで、今のところ条件付ということになっています。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件に対する質疑、意見のある方。

○委員：これは、県庁の前に土地改良事業団体連合会というのがありますよね。あそこは通してあるんですかね。1万平米以上の農地があれば、県の事業としては、県が土地改良についてはある程度しましょうけど、これは1万以上ありますから、国の補助金も入るんでしょう。

○事務局：いえ、入らないです。

○委員：入らない。

○事務局：県と市で補助をすると聞いています。

○議長：ほかございますか。

○委員：これは、事業主体は筑紫野市ということになるんですか。

○事務局：そういうことでございます。

○委員：そして、その後、整地が行われて、それぞれの地権者の募集じゃないんですか。それとも、どのような形で改良した土地を譲り渡していくんですか。

○事務局：今回、農地改良の一時転用ということでございます。表土を一旦剥いで、土地の高さとかを一回扱うわけなんですけれども、その期間、作物が耕作できない状態になりますので、考え方としては、転用と同じ、期間限定の一時転用ということになります。

一旦その農地をお預かりして、市のほうが実施主体として整備を行いまして、最終的に転用が終わりましたら、表土を戻して地権者のほうにお返しするという事で、転用許可を取らないといけないということに県と協議した結果になりましたので、今回、お諮りするものになります。

○委員：一般的な農地改良のやり方とは違うということですね。

○事務局：そうですね。県の通知としましては、1,000平米を超えない、かつ3か月以内、かつ盛土だとかが1メートルを超えない場合については、農業委員会の届出でいいというふうにされているんですけど、今回は面積が1万ございますし、造成高もかなり超えてきますので、許可を取る必要があると判断されましたので、県の許可を上げるということになっております。

以上です。

○委員：なら、土地改良事業団体連合会からの補助金は使えないわけですね。

○事務局：はい、今回は。

○委員：例えば、□□さんの自己資金が入ってくるということですか。

○事務局：はい、さようでございます。

○委員：すみません、付け加えておくと、私も農業委員になって初めて土地改良でこういうふうに申請をしなきゃいけない案件にぶつかったんですけど、一応、1,000平米以上であるということと、やはりこれだけの広さを1枚にしていこうということはなかなかなかったんですよ。しかしながら、今から先こういう案件も出てくるということを想定して、こういう補助金を使ったやり方があるんだということも、ここで初めて存じ上げたような次第ですので、農業委員の皆さんにおかれましても、やはり1枚の田んぼをこういうふうに広げていくときの方法論として、1,000平米以上というのが一つの基準にあるということを御理解いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員：昔からあったんですよ、1万平米超えたら個人的な事業として、同意者、何も結束せんで。1万平米以上持っておけば個人の土地改良ということで、その補助の規則はあったんですよ。しかし、それをやっぱりこの都市圏の農地が高い。それとか、水利に問題があつて向いてないといったことで、あんまり乗り気じゃなかったんですよ。

今度は農業規模拡大ということで、今、農水省が、農業で生きるためには、農地の集約、農業新聞もどんどん今うたっていますけど、もうそれしかない。生き残るには。そういう方向づけになっていますので、農協は小規模の農家でも応援すると言うけど、国としては、どうしても大規模農家を中心に持っていきたいという方向になっているみたいです。それは私が決めるものじゃないけど、今、農業新聞とかいろんな新聞がありますから、農協経営とか政府経営とか、現代農業とかいろんな新聞がいっぱいありますので、そういうのにはもう、規模拡大しかもう残れな

いということになっていますので。

ただ、我々農業委員会も、農業しても採算は税金だけで終わってしまうという人がほとんどです、5市は。市街化区域が物すごく多いから。筑紫野市の中だけはね、まだ市街化区域が少ないからいいんですけど、市街化区域内の農地はどうしてももう生き残れませんので、そういうところは農業委員さんもやっぱり今から注視していただければいいなと思います。

以上。

○議長：ありがとうございます。今までの中で土地改良というと、大体1枚の田んぼを畑にするような感じの地上げが多かったんですが、今回は水質を一緒にするというような形でございますので、そういった場合には、面積要件を含めた中では補助事業も取り組める可能性があるということですね。絶対できるとは限りませんが、予算の関係がございますので。そういったふうに御理解をいただければよろしいんじゃないかと思います。

それでは、ほかに御質問等ございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に参ります。16ページです。

議案第26号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：非農地証明願について御報告いたします。

申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑299。当該地は、昭和35年より敷地の一部として現況を倉庫として使用されており、宅地状態となっており、固定資産税も宅地並みの形で支払ってあるということになっております。

それで、この件に関しましては、一応、□□さんより委任を受けました□□株式会社、□□さんという方がこの委任を受けて、非農地証明願の申請の申請の手続をしておられます。そういう中で、畑からまた非農地として申請される場合、もしまたそこを開発される場合には、地元に対して排水並びにいろんな面において地区の開発行為に伴う規約に従うという誓約書をいただきまして、そして非農地証明願に同意をいたしております。

以上、報告いたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局のほうから追加がありましたらお願いします。

○事務局：現地のほうを見させていただいたところ、小屋が建っていて、ここに書いているとおり、昭和35年から敷地の一部として宅地利用されているということで、現況に近い形で非農地の証明願という形で申し出るという形でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対して質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、農政議案に移りたいと思います。農政議案の第20号の欄を開けてください。

農政議案第20号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者からの説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-09-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積904平米。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和4年11月11日から令和14年11月10日までの10年となっております。

件数が多いございますので、以降、内容につきましてはお読み取りいただければと思います。

16ページをお開きください。件数でございます。

更新15件、新規60件の75件。筆数といたしましては、更新47筆、新規が185筆の232筆の37万179平米の利用権設定に関する件でございます。

すいません、ちょっと2点補足がございます。ちょっと行ったり来たりで申し訳ないんですが、4ページをお開きください。

一番下のところに、□□氏と株式会社□□さんの利用権設定が上がっております。一番右のところに備考で「解除条件付き」といった内容がございます。当該法人□□さんがこちらの農地を借りるということで申請があっているんですけども、こちらの法人につきましては、農地所有

適格者法人という法人に当たらないということで、いつでも解除できるというような制限をつけた上での利用権設定になっているところでございます。ただし、当該法人は□□さんという方が代表取締役であるんですけれども、現在、個人として農地を経営されておまして、現在の農地の経営状態は良好でございますので、今回お諮りしたところになります。

そして、2点目になります。5ページ以降の借受人につきましては、全て福岡県農業振興推進機構になっております。中間管理機構に一旦貸付けるといったところでございます。こちらにつきましては、最終的に機構から担い手のほうに配分することになりますので、それにつきましては21号の配分計画というところで御議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いたします。よろしゅうございますか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、先ほどの16ページの先ですね、同じように農政議案の第21号に移ります。

農政議案第21号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-09-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、理事長、□□。貸付者住所、福岡市中央区天神4丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□、代表理事、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積1,840平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は賃貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては令和4年11月11日から令和15年10月31日までの約11年の期間設定がございます。

以降の内容につきましては記載のとおりでございますので、お読み取りいただければと思います。

10ページをお開きください。

件数につきましては、中間管理機構に関する件が3件、数は167筆、28万3,155平米の配分計画に関する件でございます。

記載のとおり、農事組合法人〇〇さん、農事組合法人〇〇さん、そして〇〇株式会社さんに配分する計画となっております。一応、こちらの3法人につきましては、農地所有適格者法人というところで捉えておりますので、〇〇さんと〇〇農園につきましては、既存で要件を毎年確認させていただいている法人様でございます。〇〇株式会社様につきましては、今年から新規の法人を立ち上げていただくということで、そういう手続をさせていただいているところでございます。

今回初めて農地所有適格者法人というお話が出てきましたので、テキストを使いまして簡単に説明をさせていただければと思います。

赤いページの抜粋になるんですけど、今日こちらのA4カラー刷りの2枚つづりのものをお配りさせていただいておりますので、こちらを御覧いただければと思います。

左下に18ページと書いているところでございます。「4、農地所有適格者法人制度」という記載があるかと思います。農地所有適格者法人の要件の審査は、3条のとき、もしくは農用地利用集積計画作成時点で行われます。こういった配分をするときに審査してくださいと法律上規定されているところでございます。

1ページめくっていただいて、19ページ。要件を確認しなさいと法律で規定されておまして、その要件が四つございます。

まず一つ目が、法人の形態要件。農事組合法人であるか、株式会社であるか、合名会社であるか、合資会社であるか、合同会社のいずれかであることということで規定されております。

2個目です。事業要件でございます。法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であることと規定されております。農業に関連する事業というのが、この19ページの下のほうに緑色の枠がございます。こういった事業が、農業及びそれらに関する事業というふうに法律上規定されているところでございます。これに関する事業の売上高が、その法人の全体の売上高の過半を占めていることというのが事業要件になります。

3個目、議決要件でございます。誰でも農地所有適格者法人の構成員になれるというふうに規定されているところなんですけれども、その構成員につきましては、農地を提供している人、もしくは150日以上常時従事者である方、もしくは基幹的な農作業を委託した個人、地方公共団体、農協、農地中間管理機構等で過半を占めていないといけないといった議決権要件があるところでございます。

4個目、役員要件でございます。農地所有適格者法人の理事の過半は、常時従事する方が構成員の過半数を占めていないといけないといったところで、四つの要件を確認しているところでございます。法人から定款だとか総会の資料とか、そういったものの提出を求めまして、農業委員

会事務局のほうで毎年確認をしているところでございます。□□につきましては、新規ということとまだ実績はございませんが、今後の3年間の見込みで、農業一本の事業計画を受け付けているところでございます。

説明につきましては以上でございます。すみません、ちょっと駆け足になりましたが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。農集所有適格者法人についても説明がございました。

本件に対する質疑、意見のある方、お願ひいたします。ありませんかね。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件について、御意見なしと認めることに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。御意見なしと認めて、この件につきましては終わらせていただきます。

それでは、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして令和の第9回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。本当に今日は遅れまして申し訳ございませんでした。ありがとうございました。